

第5次障害者基本計画に関する各分野の基本的な方向

基本的な方向

	項目	内容
1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進、虐待の防止 ・障がい者を理由とする差別の解消の推進
2	安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の確保 ・移動しやすい環境の整備等 ・アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 ・障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信における情報アクセシビリティの向上 ・情報提供の充実等 ・意思疎通支援の充実 ・行政情報のアクセシビリティの向上
4	防災、防犯等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の推進 ・東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 ・防犯対策の推進 ・消費者トラブルの防止及び被害からの救済
5	行政等における配慮の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・司法手続等における配慮等 ・選挙等における配慮等 ・行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等 ・国家資格に関する配慮等
6	保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健・医療の適切な提供等 ・保健・医療の充実等 ・保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 ・保健・医療を支える人材の育成・確保 ・難病に関する保健・医療施策の推進 ・障がいの原因となる疾病等の予防・治療
7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援の推進 ・相談支援体制の構築 ・地域移行支援、在宅サービス等の充実 ・障がいのあるこどもに対する支援の充実 ・障がい福祉サービスの質の向上等 ・福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 ・障がい福祉を支える人材の育成・確保

8	教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの推進 ・教育環境の整備 ・高等教育における障がい学生支援の推進 ・生涯を通じた多様な学習活動の充実
9	雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な就労支援 ・経済的自立の支援 ・障がい者雇用の促進 ・障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保 ・一般就労が困難な障がい者に対する支援
10	文化芸術活動・スポーツ等の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 ・スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
11	国際社会での協力・連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国際社会に向けた情報発信の推進等 ・国際的枠組みとの連携の推進 ・政府開発援助を通じた国際協力の推進等 ・障がい者の国際交流等の推進